

3 就業構造

第3-18表 有料職業紹介

Table 3-18: Fee-charging employment services

国	有料職業紹介についての法規制	有料職業紹介の現状
日本	<ul style="list-style-type: none"> 許可制で有料職業紹介事業を行うことが認められている。ただし以下の職業については有料職業紹介における取扱いが禁止されている（有効期間は新規3年、更新5年）。 ・港湾運送業務の職業 ・建設業務の職業 ・労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあると命令で定められた職業 	<ul style="list-style-type: none"> 2009年度の新規求職申込み件数は約422万件、常用求人件数は約222万人。 ・有料職業紹介事業所数は2009年度、17,823事業所あり、約39万人が就職。
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 日本の職業安定法に該当するような、有料職業紹介所について規定している包括的な連邦法はないが、各州（一部都市）が独自に許可等の規制を行っている。 各州の規制の概要（全50州） <ul style="list-style-type: none"> (1) 許可制をとっている州 43州 (2) 料金規制 35州 (3) 一定期間内に理由なく解雇された場合は手数料返納あり。 (マサチューセッツ州、バージニア州、メリーランド州) 	<ul style="list-style-type: none"> 有料職業紹介事業所は約10,000事業所と推定される。求職者の利用率は9.3%。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 有料職業紹介事業については、許可制の下で取扱職業を制限することなく認めていたが、1995年1月に許可制も撤廃された。しかしながら、新制度の下でも求職者からの紹介料の徴収は、一部職種を除き禁止され、記録の作成、保存等の義務も課されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者は専門・技術職、管理職を中心。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 2002年に職業紹介業にかかる許可制を廃止し、職業紹介クーポン制を導入。 職業紹介クーポン制度では、一定の前提条件を満たす求職者に官がクーポンを渡し、民間の紹介所を活用する仕組み。求職者が就職すると成果報酬を民間の職業紹介機関に支払う。就業機会法（2010年10月24日）により、クーポンの運用期間が、2011年12月31日までさらに1年延期された。 	<ul style="list-style-type: none"> クーポン額面の支払いは、2分割で行われ、就職して6週間後に1,000ユーロ、6か月後に再び1,000ユーロ（特別斡旋の難しいケースは1,500）が支払われる。クーポンがなくとも個人で斡旋を依頼することも可能だが、通常の報酬はクーポンと同様の2,000ユーロまでに制限されている。支払い対象となる就職は、週労働時間が15時間以上で、社会保険加入義務が発生しなければならない。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 2005年1月施行の社会統合法により、国の機関（ANPE）による職業紹介の独占は廃止された。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット上や新聞などに、多くの職業紹介所の広告が見られる。しかしながら、紹介所の実態（紹介所の数や職業紹介数）は不明。ただ、職業紹介に関する雇用局（Pôle emploi：旧ANPE）の役割は、現在でも大きいと言われている。

資料出所 日本:厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)

イギリス:Department of Trade and Industry (<http://www.dti.gov.uk/>)

ドイツ:連邦雇用エージェンシー(BA)ホームページ(<http://www.arbeitsagentur.net/>) SGB III

フランス:雇用局(Pôle emploi)及び民間職業紹介所等ホームページ

その他:労働省「雇用政策研究会(1996年12月)」等により労働政策研究・研修機構作成